

軽井沢町議会委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽井沢町議会委員会条例（昭和62年輕井沢町条例第10号）及び軽井沢町議会会議規則（昭和62年輕井沢町議会規則第1号）に定めるもののほか、委員会の合理的かつ効率的な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議案の審査)

第2条 議案の審査は、本会議に上程した後、関係委員会に付託して行うものとする。

2 議案に対する事前審査は行わない。

(委員会付託)

第3条 委員会付託は、次の各号のとおりとする。

(1) 議案及び請願並びに陳情等（以下「議案等」という。）は、それぞれ関係委員会に付託する。ただし、委員会付託を省略するときは、議会運営委員会において協議する。

(2) 委員会が提出した議案を関係委員会に付託するときは、議会運営委員会において協議する。

(3) 議案が2以上の委員会に関連するときは、主たる委員会に付託する。

(委員会の審査又は調査)

第4条 議案等を付託された委員会において審査又は調査のため必要がある場合は、他の委員会の意見を聴くことができる。

(常任委員会と特別委員会の関係)

第5条 特別委員会の付託議案等については、原則として常任委員会においては審査又は調査を行わない。

(報告)

第6条 委員会付託議案等については、本会議においてその結果を報告する。ただし、委員長報告の口述は、省略することができる。

(補則)

第7条 この要綱の改廃は、全員協議会に諮って決定する。

附 則（平成25年12月20日告示第2号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日告示第1号）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。